

○広島市公文書館運営委員会規則

昭和 52 年 3 月 31 日

規則第 12 号

(この規則の趣旨)

第 1 条 この規則は、広島市附属機関設置条例(昭和 28 年広島市条例第 35 号)第 3 条の規定に基づき、広島市公文書館運営委員会(以下「委員会」という。)の所掌事務、組織及び委員並びにその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、公文書館の運営に関する重要な事項について調査審議するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 6 人以内をもつて組織する。

(昭 54 規則 8・平 11 規則 17・一部改正)

(委員)

第 4 条 委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱し、又は指定する者をもつて充てる。

2 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(昭 54 規則 8・平 8 規則 16・平 9 規則 6・平 11 規則 17・一部改正)

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、公文書館において処理する。

(平 9 規則 6・平 22 規則 31・一部改正)

(委任規定)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会にはかつて定める。

附 則

この規則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 54 年 3 月 31 日規則第 8 号)

1 この規則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この規則の施行後昭和 55 年 5 月 31 日までに委嘱される委員(補欠委員を除く。)の任期は、広島市公文書館運営委員会規則第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則(平成 8 年 3 月 29 日規則第 16 号)

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 31 日規則第 6 号 抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 30 日規則第 17 号)

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 31 日規則第 31 号 抄)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する